

民法とは何か（民法の地図）

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから民法#1 / 動画: <https://youtu.be/xY7sJEFxXGs>

第1章 民法総則 ① / 動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

民法とは——私法の一般法〔短答知識〕

法律は2つに分かれる

|私法（民法など）

- 私人と私人の関係を規律する
- 例：AさんとBさんの間

|公法（刑法・行政法など）

- 国家と私人の関係を規律する
- 例：国と個人の間

法律は大きく「私法」と「公法」に分かれます。私法は、私人と私人の関係——AさんとBさんの間——を規律します。公法は、国家と

私人の関係を規律します。刑法や行政法が代表です。そして民法は、私法の中でも「一般法」に当たります。

一般法と特別法のピラミッド

| 民法は私法の「一般法」

- 誰にでも、どんな場面にも通じる
- 私法の土台

| 特別法は民法の上に乗る

- 商法・借地借家法・消費者契約法
- 特定の場面に特化した法律

■ 最重要ルール

- **特別法は一般法に優先する**

誰にでも、どんな場面にも通じる、私法の土台という意味です。対して、特定の場面に特化した法律を「特別法」と呼びます。商法や借地借家法、消費者契約法などが特別法に当たります。まさにそのピラミッドです。ここで大事な原則があります。「特別法は一般法に優先する」——同じ場面なら特別法が先に働きます。大学の先輩Aが後輩Bに1万円を貸した場面で考えましょう。民法589条1項が適用され、特約がなければ利息は請求できません。

【条文】 民法 第589条（利息）

「特約がなければ利息は請求できない」——これが原則です。個人間では、無利息が原則

なんです。ここに罫があります。古い教材で「明文なし」と書かれていることがありますが、現行法では誤りです。2017年の改正で、この無利息原則が条文にはっきり明文化されました。文房具の卸業者Aが、取引先の小売店Bに、仕入れ資金として現金50万円を貸した場合です。これは商人同士の金銭の貸し借り、つまり商人間の金銭消費貸借なので、商法513条が優先します。商法513条では、貸主は当然に法定利息を請求できます。そこが「特別法は一般法に優先する」の具体例です。

民法典の全体像：5編構成とパンデクテン方式〔短答知識〕

民法典は5編に分かれている

|財産法（お金やモノのルール）

- 総則（意思表示・権利義務の基礎）
- 物権（モノを直接支配する権利）
- 債権（特定の人に求める権利）

|家族法（家族関係のルール）

- 親族（婚姻・親子など）
- 相続（遺産の分け方）

民法典は5つの編に分かれています。総則・物権・債権・親族・相続です。最初の3つ、総則・物権・債権が「財産法」。お金やモノのルールです。残りの親族・相続が「家族法」。家

族関係のルールです。ここに民法典の設計思想があります。「パンデクテン方式」と呼びます。

パンデクテン方式とは

|共通ルールは先にまとめる

- 家電の共通取扱説明書のように
- 「濡れた手で触らない」は1冊に

|民法での実装

- 総則に共通ルールをくくり出す
 - 契約成立・意思表示の基礎
- 各編はそれを参照して使う
 - 物権・債権は総則を「見よ」で済ませ
- だから総則は最初であり、抽象的

家電を思い浮かべてください。個々の製品に共通の注意事項ってありますよね。それを製品ごとに繰り返し書かず、1冊の共通取扱説明書に先にまとめる。各製品の説明書は「共通取扱説明書を参照」で済ませる。これがパンデクテン方式です。その通りです。契約の成立

ルールは、物権にも債権にも家族法にも共通して使います。だから総則に1回だけ書いて、あとの編は「総則を見よ」で済ませます。だから総則が最初に来て、かつ抽象的な書き方になっているんです。

契約の一生①：太郎と花子の自転車

|太郎が花子から自転車3万円で買う

|ステップ1：契約成立（総則の話）

- 「売ります」「買います」の意思表示が合う
- 555条の売買：約することによって効力が生じる

|諾成契約

- 合意だけで成立・書面不要・先払い不要

※ □約束しただけで、もう契約は成立

では1つの物語で、財産法3編が連動する様子を見てみましょう。太郎が、友人の花子から中古の自転車を3万円で買う約束をする場面です。1つ目のステップ、契約の成立です。ここは総則の話です。「売ります」「買います」という意思表示が合うだけで、契約は成立します。

【条文】 民法 第555条（売買）

「約することによって」——約束するだけで効力が生じる、という意味です。要りません。売買は「諾成契約」——合意だけで成立する契約なんです。太郎と花子が口約束しただけで、もう契約は成立しています。

契約の一生②：所有権と引渡し

|ステップ2：所有権の移転（物権の話）

- 意思表示の時点で所有権は太郎に移る
- 未だ自転車を受け取っていなくても

|ステップ3：引渡しと代金（債権の話）

- 花子は自転車を引き渡す債務を負う
- 太郎は代金を支払う債務を負う

|ステップ4：トラブル

- 二重譲渡・債務不履行
- 対抗要件が絡む（詳細は後の回）

2つ目のステップ、所有権の移転です。ここからは物権の話になります。原則として、この意思表示の時点で、自転車の所有権は太郎に移ります。原則はそうです。3つ目のステップ、引渡しと代金の履行です。ここは債権の話です。花子は自転車を引き渡す債務を、太郎は代金を支払う債務を負います。4つ目、もしトラブルが起きたらどうなるでしょう。花子が自転車を渡さなかったら、太郎は債務不履行を主張できます。もし花子が先に別の人にも

自転車を売っていたら、二重譲渡の問題です。そこは対抗要件という別の論点が絡みます。詳しくは後の回で扱います。今日押さえてほしいのは、この1つの取引の中で——総則（契約成立）→物権（所有権移転）→債権（引渡し・代金）の順に——財産法3編が連動して動いている、という地図の感覚です。

総則・物権・債権の鳥瞰地図 [短答知識]

3編の軸

| 総則：意思→権利義務

- 誰が、どんな意思表示で、
- 権利義務を発生・変動させるか

| 物権：モノを直接支配する権利

- 所有権・用益物権・担保物権
- 公示と公信の原則で保護される

| 債権：特定の人に求める権利

- 貸したお金・売買代金など
- 契約などの原因で発生・消滅する

まず総則の軸は「意思→権利義務」です。誰が、どんな意思表示で、権利義務を発生・変

動させるか、を扱います。物権は「モノを直接支配する権利」です。

物権は4種類に分かれる

| ①占有権

- モノを事実上支配する権利

| ②所有権

- モノを自由に使用・収益・処分する権利

| ③用益物権

- 他人のモノから利益を得る権利
 - 地上権・地役権など

| ④担保物権

- 債権の返済を確保する権利
 - 質権・抵当権など

占有権・所有権・用益物権・担保物権の4種類に分かれます。用益物権の代表は地上権や地役権、担保物権の代表は質権や抵当権です。物権を第三者に主張するための仕組みも2つあります。「公示の原則」——登記や引渡しで外

から見えるようにする仕組みです。「公信の原則」——その表示を信じた人を保護する仕組みです。どちらも詳しくは後の回で条文全文とともに扱います。債権は「特定の人に一定の行為を求める権利」です。

債権のライフサイクル

| 発生

- 契約などの原因で生まれる

| 履行・保証

- 返済されるか、強制執行で確保される

| 消滅

- 弁済（返済）や相殺で消える

■ 例

- 太郎が花子にお金を貸した
 - →債権が発生・履行・消滅する

契約などの原因で発生し、履行されなければ強制執行や保証で確保され——弁済や相殺などで消滅する、というライフサイクルを持ちます。「太郎が花子にお金を貸した」なら、それは債権の話です。そのイメージで大丈夫で

す。最後に用語を1つだけ。「善意」は知らないこと、「悪意」は知っていること、という意味です。よく出てくる言葉なので、今のうちに慣れておいてください。

シリーズの学習順序

| 順番：総則→物権→債権→親族→相続

- 意思表示各論 #3～#5
- 代理 #6～#7
- 物権総論 #11
- 対抗要件 #12
- 担保物権 #17
- 債務不履行 #24
- 契約各論 #32～

このシリーズは、総則→物権→債権→親族→相続の順で進みます。この先の回番号も、地図に載せておきます。意思表示の各論は#3から#5、代理は#6と#7で扱います。物権総論は

#11、対抗要件は#12、担保物権は#17です。債務不履行は#24、契約各論は#32以降で扱います。

今日のまとめ

| 民法は私法の一般法

- 特別法があれば、特別法が優先する

| 民法典は5編構成

- 総則・物権・債権（財産法）
- 親族・相続（家族法）

| パンデクテン方式

- 共通ルールを総則にくくり出す
- 各編は総則を参照して書かれている

| 1つの取引で連動

- 総則（契約成立）→物権（所有権）→債権（履行）

民法は私法の一般法。特別法があれば、特別法が優先します。民法典は総則・物権・債権・親族・相続の5編。総則はパンデクテン方

式で——共通ルールをくくり出しているから、最初であり抽象的です。「契約の一生」では、総則→物権→債権が1つの取引で連動していました。ここで簡単な自己テストです。答

えを声に出してみてください。1つ目、私法と公法の違いは何でしたか？2つ目、パンデクテン方式とは、どういう設計でしたか？3つ目、太郎と花子の契約の一生、4つのステップを言えますか？この地図があれば、以後の各回が迷子になりません。後編では、条文をどう読むかという「解釈」の考え方と、なぜ約束は守らなければならないのかという私法の基本原理、そして「正しいはずの権利の主張が負ける」という不思議な話を扱います。

短答ひっかけ

- 私法と公法：民法は私人と私人の関係を定める私法。国家と私人の関係（刑法・行政法）は公法。
- 一般法と特別法：民法は私法の一般法＝特別法（商法・借地借家法・消費者契約法など）が優先する。「一般法が特別法に優先する」は逆＝誤り。
- 利息：個人間の金銭消費貸借は特約がなければ無利息（589条1項）。この無利息原則は改正で明文化済み＝「明文なし」は現行法では誤り。商人間なら商法513条で当然に法定利息を請求できる。
- 物権と債権：物権＝物を直接支配する権利／債権＝特定の人に一定の行為を求める権利。「物権は人に対する権利」は取り違え。
- 売買の成立：売買は諾成契約＝「約することによって」効力を生じる（555条）。書面も引渡しも成立要件ではない。
- 善意・悪意：善意＝知らないこと／悪意＝知っていること。日常語の「良い・悪い」

の意味ではない。

論文の型

- 該当なし（導入回）。この回は民法全体の地図＝私法の一般法・5編構成・パンデクテン方式・契約の一生を掴む回で、この回単体で答案に立てる規範はない。信義則・権利濫用の論文の型は後編（#1後編）で扱う。

今日の地図（保存版）

- 民法＝私法の一般法。特別法があれば特別法が優先（商人間の利息＝商法513条が典型例）。
- 民法典は5編＝総則・物権・債権（財産法）＋親族・相続（家族法）。共通ルールを前へ括り出すパンデクテン方式＝総則が最初に来て抽象的な理由。
- 契約の一生：契約成立（総則）→所有権移転（物権）→引渡し・代金（債権）→トラブル（債務不履行・二重譲渡）。1つの取引の中で財産法3編が連動する。
- 軸の整理：総則＝「意思→権利義務」／物権＝物の直接支配（占有・所有・用益・担保の4分類、公示・公信）／債権＝人への請求（発生→確保→消滅のライフサイクル）。
- シリーズは総則→物権→債権→親族→相続の順。意思表示各論#3～5・代理#6～7・物権総論#11・対抗要件#12・担保物権#17・債務不履行#24・契約各論#32～。

次回は #1後編「民法の解釈と私法の基本原理」。